

『建築職 総まとめ講座 建築計画・建築法規』(KU19246)

訂正表

2024年4月30日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 71	2 (1)①	誤	① 100 m ² を超える特殊建築物	2023/4/25
		正	① 200 m ² を超える特殊建築物 ※平成 30 年の建築基準法改正により建築確認を要しない特殊建築物の範囲が拡大されました(法 6 条 1 項 1 号関係)。	
P. 71	2 (4)	誤	(4) 建築物の用途を変更して 100 m ² を超える特殊建築物となる場合	2023/4/25
		正	(4) 建築物の用途を変更して 200 m ² を超える特殊建築物となる場合 ※平成 30 年の建築基準法改正により建築確認を要しない特殊建築物の範囲が拡大されました(法 6 条 1 項 1 号関係)。	
P. 78	5 (1)	誤	(1) 防火地域内の建築物(建築基準法第 61 条)	2024/4/30
		正	(1) 防火地域内の建築物(建築基準法 61 条、建築基準法施行令 136 条の 2)	
P. 78	5 (2)	誤	(2) 準防火地域内の建築物(建築基準法第 62 条)	2024/4/30
		正	(2) 準防火地域内の建築物(建築基準法 61 条、建築基準法施行令 136 条の 2)	
P. 78	6 (2)	誤	(2) 堅穴区画(建築基準法施行令第 112 条 9 項)	2024/4/30
		正	(2) 堅穴区画(建築基準法施行令 112 条 11 項)	
P. 78	6 (3)	誤	(3) 異種用途区画(建築基準法施行令第 112 条 12 ~ 13 項)	2024/4/30
		正	(3) 異種用途区画(建築基準法施行令 112 条 18 項)	
P. 78	6 (4)	誤	(4) 高層部分の区画(高層面積区画)(建築基準法施行令第 112 条 5 ~ 8 項)	2024/4/30
		正	(4) 高層部分の区画(高層面積区画)(建築基準法施行令 112 条 7 ~ 10 項)	
P. 79	[解答 7] 肢 2	誤	2 ○ 記述のとおりである(建築基準法施行令第 112 条 13 項)。	2024/4/30
		正	2 ○ 記述のとおりである(建築基準法施行令 112 条 20 項)。	
P. 79	[解答 7] 肢 3	誤	3 × 防火区画の中に、常時開放防火戸が使用される場合もある(建築基準法施行令第 112 条 13 項)。	2024/4/30
		正	3 × 防火区画の中に、常時開放防火戸が使用される場合もある(建築基準法施行令 112 条 19 項)。	
P. 89	[No. 28] 解説の肢ウ 5 行目	誤	適合する建築物としなければならない(建築基準法第 62 条)。	2024/4/30
		正	適合する建築物としなければならない(建築基準法 61 条 1 項、建築基準法施行令 136 条の 2)。	
P. 89	[No. 28] 解説の肢エ 3~4 行目	誤	準防火地域内の建築物に関する規定が適用される(建築基準法 67 条)。	2024/4/30
		正	準防火地域内の建築物に関する規定が適用される(建築基準法 65 条)。	
P. 90	[No. 32] 解説の肢 1 3 行目	誤	設けないこととされている(消防法施行規則第 19 条 3 項 5 号)。	2024/4/30
		正	設けないこととされている。	
P. 95	[例題 9] 肢 4	誤	4 建築基準法上、建ぺい率に関する規定は、都市計画区域内に限って適用される。	2023/3/14
		正	4 建築基準法上、建ぺい率に関する規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用される。	

P.95	[解答 9] 肢1	誤	1 × 用途地域の指定のない区域内の建築物についても、容積率の制限を受ける(建築基準法第52条1項7号)。	2024/4/30
		正	1 × 用途地域の指定のない区域内の建築物についても、容積率の制限を受ける(建築基準法52条1項8号)。	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。